

新連載
第13回

20%減量の達成に向けて

～ 阿久比町家庭系ごみ減量化計画実施中 ～

町では、平成30年度と令和元年度の2年間で、家庭系ごみを20%減量することを目標としています。2年間の取り組みで20%の減量が達成できなかった場合、令和2年度以降にごみの有料化を検討することになっています。

入れていませんか？

廃プラ袋にリサイクルできないごみ

次のものは、町が11月に収集した廃プラ(プラスチック製容器包装)のごみ袋の中に混入されていたリサイクルできないものの一例です。

リサイクルできない
プラスチック製品



電化製品



廃プラでも、
汚れのひどいもの



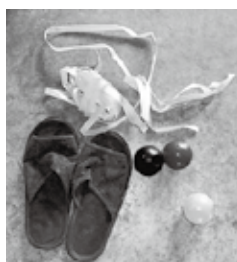
ほかの資源ごみ



鍋などの鉄製品



その他



廃プラは、このマークが目印です。ほとんどの商品のどこかにマークが表示されています。よく確認して捨ててください。

廃プラとして出されたごみの中の約2割はリサイクルできないものが混入しています。誤って分別されたものは、さらに費用をかけて処理することになってしまいます。

しっかりと分別してごみの減量化にご協力をお願いします。

■ 問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48) 1111 (内1211・1212)

太陽光発電設備に関するガイドラインを施行

町では、太陽光発電に関して事業者や土地所有者の責務を明らかにし、災害の防止、住環境への配慮や自然環境の保護に努め、良好な生活環境の保全に寄与することを目的に「阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定し、11月1日から施行しました。

■ 対象施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項に基づく再生エネルギー発電事業計画の認定申請を行う設置事業・発電事業に適用します。ただし、発電出力が10kW未満で自家消費を主な目的とするものを除きます。

■ 届け出方法など 事業者は、発電事業に係る関係法令などに基づく申請または届け出の前に、関係書類を建設環境課環境係に届け出てください。ガイドライン・届け出関係書類など詳細は、建設環境課窓口(庁舎2階)で配布、またはホームページ(トップページの各課の窓口→建設経済部→建設環境課環境係)からダウンロードできます。

■ 届け出・問い合わせ先 建設環境課環境係 ☎(48) 1111 (内1211・1212)